

配偶者特別控除の廃止論に疑問

（注）本論文は、税制改革において配偶者特別控除の一部廃止が議論されていた2002年11月に執筆し「週刊社会保障」に掲載したもの。内容の一部は古くなっているが、読者からの要望を踏まえホームページに掲載します。なお、図表は省略していますので、掲載雑誌をご覧ください。

1 配偶者特別控除の廃止論

本年度の税制改革議論の中で、配偶者特別控除の廃止が論点の一つとなっている。政府税制調査会（石弘光会長）では、本年9月3日に開催された総会において、平成15年度税制改正見直しに向けた「議論の中間整理」を行ったが、その中で、配偶者特別控除や特定扶養控除等の廃止の検討を明記している。石会長は、「制度は時代の流れに合わなくなっている。内助の功や老人の介護などは共働き世帯でもやっている」と発言した（9月4日産経新聞）。

配偶者控除や配偶者特別控除については、従来、一部の有識者、特に女性の学者から廃止論が論じられてきた。今年度になってからは、内閣府の男女共同参画会議・影響調査専門調査会が、本年4月に発表した中間報告の中で、「配偶者控除、配偶者特別控除は縮小又は廃止により世帯配慮をなくすべきである」旨の提言を行っている。次いで、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（6月25日閣議決定）においても、「就労などの選択にゆがみを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する」と記述されている。

筆者は、配偶者控除や配偶者特別控除の廃止論は、データの読み方が間違っているか、あるいは観念論で展開されているもので、たとえ廃止したとしても廃止論者の主張どおりのことは起きず、単に広く薄く増税をしたことにしかならない、と考えている。さらに言えば、かえって税制上の不公平を招いたり、政府が一方で進めようとしている少子化対策に反する結果を引き起こしたりしかねない、と予想している。そこで、本小論では、配偶者特別控除を廃止する必要がないことを論じていきたい。

2 配偶者控除・配偶者特別控除廃止論の理由

配偶者控除等の廃止論の理由を整理すると、次のとおりである。

（1）女性の就労を抑制

「パートタイム労働者総合実態調査」（2000年、厚生労働省）の結果によると、次のとおり、女性のパート労働者において、パート収入が非課税限度額（103万円）を超

えないように、休みをとるなどの調整をしている実態がある。いわゆる「103万円の壁」であるが、配偶者控除や配偶者控除を廃止すれば、この「壁」がなくなり、女性の就労は促進されるはずである。

① 年収等の調整の有無別パート等労働者割合（女性の場合）

- ・調整をしている 26.7%
- ・関係なく働く 26.0%
- ・調整の必要がない 35.4%
- ・わからない 11.9%

② 年収等の調整の理由別パート労働者数の割合

- ・自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると税金を支払わなければならないから 72.6%
- ・一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから 45.1%
- ・一定額（130万円）を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないため 38.2%
- ・一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから 25.4%

（2）専業主婦が税制上優遇されていて不公平

配偶者控除や配偶者控除の税制上の恩恵に浴するのには、いわゆる専業主婦がいる世帯であるが、現在のように働く女性の方が多数派となっている時代では、専業主婦がいる世帯のみ税制上優遇されているのは不公平である。

（3）個人のライフスタイルに中立的な税制にすべき

専業主婦を税制上優遇することは、女性のライフスタイルの選択に影響を与えるおそれがある。税制や社会保障制度は、個人の行動に対しては中立的なものにすべきである。

3 廃止論の理由は論拠とするには疑問

以上の廃止論の理由は、データの読み方が一面的であるか、実証されていない観念的なものであるか、のどちらかで、次のとおりいずれも論拠としては弱いと言わざるを得ない。

（1）に対して

配偶者控除や配偶者特別控除をなくせば、女性のパート労働者は収入調整の必要がなくなり、さらに就業を続ける、つまり女性の就労拡大につながるだろう、という推量であるが、これは、ミクロの行動としてはそういえるとしても、全体としては期待に反する結果になるという経済学の「合成の誤謬」の一例である。

たとえば、仮に10人のパートがいずれも103万円の賃金で、それ以上の就労をストップしているとする。その会社のパートの人件費は1,030万円。会社の収入が増えなければ、人件費に充てる経費は変わらない。もし、このうち5人が「103万円の壁」を越えて2倍の収入（206万円）を目指すとすると、この会社が雇うことができるパート労働者数は5人に減少する。つまり、個々の女性の収入は拡大するとしても、全体の雇用数は減少することになる。女性の就労を拡大するどころか、働く機会を減少させてしまう。最近の厳しい経済状況の中では、企業は人件費節減が最大の課題であって、被用者の収入調整の必要性をなくしたからといって雇用が拡大するような楽観的な環境にはない。

また、前述の実態調査結果のとおり、収入調整をしている女性は、パート全体の4分の1にすぎない。調整せずに働いている女性も全体の4分の1になる。さらに、全体の35%はパート収入が少なく調整の必要がない人達であり、これらの人達が最も割合が高い。つまり、パート労働者にはいろいろな考えや行動をとる人達が混在しているのである。

実態調査結果によれば、多様な意識がうかがえる。たとえば、働いている理由（女性の場合）では、60%が「家計の足しにするため」、「生きがい・社会参加のため」が24%となっている。パート労働者としての働き方を選んだ理由（全体）は、50%が「自分の都合のよい時間（日）に働きたいから」、正社員として働ける会社がないから」が21%となっている。

このように、そもそもパート労働者の一部の意見を基に、国民の大多数に多大な影響を及ぼす配偶者控除や配偶者特別控除の廃止論を展開するのは、牽強付会ではないかと考える。

（2）について

配偶者控除や配偶者特別控除は、年金の第3号被保険者問題と並んで、「専業主婦優遇論」の槍玉にあげられている。

こうした専業主婦に対する批判は、次の2つの点で疑問である。

まず、配偶者控除・配偶者特別控除が適用される世帯というと、全く賃金労働をしない専業主婦のいる世帯が対象のように思われるが、実際には、パート労働に従事している女性かなりの数にのぼる。「働く女性」と「働かない女性」の単純な2分論は実態に合わない。また、この場合の「働く」「働かない」は、賃金労働か否かの基準であって、家庭にいる女性が行っている育児や介護等の「無償労働」を度外視している。たとえ賃金労働でなくても、家族のみならず社会にとっても重要な無償労働は評価すべきである。なお、冒頭に引用した石税制会長の発言は、育児や介護の時間差を無視したもので、たとえば「介護と保育に関する生活時間の調査」（1999年、経済企画庁）によれば、専業主婦世帯の方が共働き世帯よりも約2倍の介護時間や育児時間を費やしている。

2つ目の問題は、「働く女性」は、専業主婦とは異なり、他の面でメリットを受けていることである。まず、税制の面では、給与所得控除を利用することができる。現行制度では、サラリーマンの実際の必要経費ではなく、無条件で一定額の所得控除を認めており、一般に実際の必要経費よりも大きい。

次に、子どもを保育所に預けた場合に得られる社会的な支援額が大きい。保育所の運営費は、基本的に国や地方自治体からの公費負担と利用者負担により成り立っているが、もし乳幼児を6年間保育所にあずけたとして試算すると、保育所運営費は約550万円、利用者負担は約135万円で、差し引き約410万円の補助を共働き世帯は受けることになる。月額平均約7万円の補助である。これに対して、専業主婦となって家庭で育児をした場合には、こうした補助が得られない「無償労働」となる。このように、配偶者控除等のみをとりあげて「働く女性」と専業主婦との間の「不公平問題」を議論するのは、針小棒大である。

(3) について

「ライフスタイルに中立的な税制や社会保障制度」というのは、最近の「流行（はやり）言葉」であるが、極めて観念的な考えであって、果たしてどのような制度が「ライフスタイルに中立的な税制」になるのか不明である。たとえば、サラリーマンと自営業とを比較をした場合に、必要経費の算定だけでも両者の間で「中立的な税制」をつくれるか疑わしい。この観念論を進めていくと、全ての税制上の人的控除を廃止したら中立的ではないかと言えそうであるが、そうでもない。単身者と子どものいる世帯の所得税率を全く同じにすれば、子どもがいる世帯の方が家計の必要経費は多いので相対的に税の負担感は重くなる。

4 配偶者控除や配偶者特別控除が創設された真の理由

配偶者控除や配偶者特別控除は、基本的には、税負担の不公平を是正するために創設されたもので、決して専業主婦がいる世帯を優遇することを目的としたものではない。この点で、これらの控除制度を「内助の功を評価したもの」とステレオタイプ的に書くマスコミも、これらの制度に対する誤解を世の中に広めている。なお、これらの制度ができたからといって、女性の「専業主婦化」や「非労働力化」が進んだというデータはなく、ライフスタイルに影響を与えたとは言えない。最大でも1世帯あたり所得税・地方税をあわせて年間約30万円程度の税負担の軽減なので、このために就業しない、といった行動をとるとは一般的には考えにくい。

(1) 配偶者控除の創設

配偶者控除は、1961年に、扶養控除から独立した人的控除として創設された。創設の理由は、個人事業所得者（自営業世帯）が家族従業員に支払う給与を必要経費とし

た「専業従事者控除」を創設する際に、サラリーマン世帯とのバランスを図るためであった。この専業従事者控除自体が、個人事業者と法人事業者との間の税制のバランス問題から考えられたものであった。現行では、配偶者の年間収入が103万円以下であれば、納税者である世帯主の所得から38万円が差し引かれ、課税対象所得額が小さくなる。

また、所得税率が累進課税となっている現行税制においては、同じ世帯収入の場合には片働き世帯（いわゆる専業主婦のいる世帯）の方が、共働き世帯よりも税負担が重くなる。そこで、配偶者控除の存在によって、共働き世帯の税負担が若干緩和されるという効果がある。

（２）配偶者特別控除の創設

配偶者特別控除は、1987年度に創設された。消費税導入に伴う税制改正の一環でもあった。税制上の意義としては、パート労働者の収入が増えた場合、所得税が課せられて収入が現象してしまう「手取りの逆転現象」を解消しようとするものである（図参照）。世帯主の課税所得が1千万円以下（年収ベースでは約1230万円以下）であることが条件で、最高38万円の控除を配偶者控除に上乘せする形で受けられる。配偶者の給与年収が141万で控除額はゼロになる。この制度により、所得税の点では、パートの収入が増え税金が課せられたからといって、手取りが減ることはなくなっている。つまり、パート労働者の「103万円の壁」問題は税制上解決している。前述した実態調査の中で、収入調整をしていると答えた人達の中で、「所得税との関係を考慮した」というのは、税金を払うために損をすることになると誤解してようである。

5 配偶者控除・配偶者特別控除は必要

このように、配偶者控除・配偶者特別控除は、税制上の税負担の公平性を保つために導入された制度であり、この控除だけを廃止することは、新たな不公平を引き起こすことになる。たとえば、配偶者特別控除の廃止は、「手取りの逆転現象」を復活させるだけである。

配偶者特別控除を廃止すると、どの程度の増税になるのであろうか。本年7月22日の衆議院予算委員会における財務省・総務省の答弁を整理すると、表のとおりとなる。所得税・地方税あわせて約7,700億円の増税となる。この金額は、児童手当の給付額をはるかに上回る大きさである。また、増税となる国民は1,200万人から1,450万人と、10人に1人は増税の対象となる。このように、廃止論者の意見は、結果的に増税策を検討している政府税調を支援することになってしまっている。

さらに、次のような問題を誘発するおそれがあると考えられる。

ひとつは、政府が力を入れている少子化対策に逆行するおそれがある。日本では、無業の女性の方が有業の女性よりも出生率が高いが、無業世帯に対しては児童手当制度くらいしか支援策がない。配偶者特別控除の廃止は、配偶者が無業またはパート労働者である世帯に対して、年間約6万円の増税（年収7百万円、子ども2人の場合）

となるので、児童手当の効果も半減してしまう。

もうひとつは、配偶者特別控除等が適用されることが多い現役世代は、既に、医療保険や年金保険、介護保険と社会保険制度を支えるために大きな保険料負担をしていることである。人的控除を廃止して現役世代に対して増税することは、2重のパンチとなる。現役世代の負担を重くしたり、家計の消費にダメージを与えたりするような政策は、経済社会の活性化の点からも問題ではないだろうか。

配偶者控除や配偶者特別控除が問題視される背景として、企業の配偶者手当の支給要件が「103万円の収入」を基準としている場合があることや、社会保険の適用問題（いわゆる「130万円問題」）がある。前者については、全体的には縮減の方向であるし、厚生労働省の最近の調査では、収入調整をしているパート労働者のうち、35%の人は、世帯主が勤務している企業の配偶者手当が103万円とリンクしていないにもかかわらず、誤解して調整をしていたという。後者は、被用者保険の適用を65万円まで下げるという検討もあり、配偶者控除等とはリンクしていない。パート労働者は、収入が増える可能性がある場合には、調整をすることなく収入を増やすようにすることが合理的な行動である。

仮に配偶者特別控除の見直しがあるとなれば、これによる増税財源は、企業の法人税減税等の財源にまわすのではなく、育児手当として、保育所を活用せずに子育てを行っている女性に支給することや、児童手当の増額等の財源にあてるべきである。

「働く女性の実情（平成13年版）」（女性労働白書）によれば、子育て中の女性のうち、子育て負担感が大きいと答えているのは、専業主婦が45%であるのに対し、共働き世帯は29%と低くなっている。家庭で子育てをしている女性に対してこそ、適切な社会的支援が必要な時代となっている。